

鈴鹿商工会議所 商業部会主催

～5,000円分のギフト券が抽選で100名様に当たる～
ベルディ P a y 第2弾を使って市内中小店舗でお買い物キャンペーン
(略称) ベルディ P a y 第2弾を使ってお買い物キャンペーン

キャンペーン参加登録店舗 募集要項

1. キャンペーンの概要

1- (1). 事業趣旨及び目的

鈴鹿市が発行するプレミアム付デジタル商品券ベルディ P a y 第2弾取扱店舗の登録資格が、昨年度と同様に店舗面積が1,000㎡以上の大型商業施設も対象となっている。

また、デジタル商品券の券面額が1万3,000円(プレミアム分を含む)と昨年度の半額となっており、デジタル商品券の発行目的も原油価格・物価高騰による経済負担の軽減であるため、多くの一般消費者は生活必需品である食料品や日用品の購入に使用し、その多くが大型商業施設で利用されることが予見される。そのような事態となった場合、市内中小店舗でベルディ P a y が利用される機会が減少し、偏った経済対策となることが懸念される。そこで、市内中小店舗でもベルディ P a y がより多く利用されることを促進するため、今回のキャンペーンを実施し、市内全体での消費喚起を促すことを目的とする。

1- (2). キャンペーン概要

ベルディ P a y 第2弾を使ってキャンペーン参加登録店舗にて、税込み500円以上のお買い物をした方に5,000円分のギフト券が当たる応募用紙をお買い物1回につき1枚(お買い物金額が1,000円以上となっても2枚ではなく1枚)渡す。応募用紙に必要事項を記載の上、所定の場所に設置してある応募箱に投函し応募する。応募者の中から抽選で100名様に5,000円分のギフト券をプレゼントする。

1- (3). キャンペーン応募対象者

- (1) 鈴鹿市発行プレミアム付デジタル商品券ベルディ P a y 第2弾の購入者
- (2) ベルディ P a y 第2弾を使って参加登録店舗にて、税込み500円以上のお買い物をした方

1- (4). キャンペーン応募期間

令和5年10月23日(月)～令和6年1月31日(水) 16時

1- (5). キャンペーン応募用紙発行枚数

10万枚

1- (6). キャンペーン応募方法

所定の場所に設置してある応募箱へ投函する。

1－(7)．キャンペーン参加登録店舗

募集要項により参加申込みを行い、キャンペーン主催事務局から登録を受けた店舗

1－(8)．キャンペーン参加登録店舗の見込み数（目標数）

300 店舗

1－(9)．応募箱設置場所

鈴鹿商工会議所本館 1 階、鈴鹿市役所 7 階商業観光政策課、ベルディ P a y 相談窓口（イオン鈴鹿店内食料品売り場付近）及び応募箱設置協力店舗

1－(10)．応募箱設置協力店舗

キャンペーン参加登録店舗の中からキャンペーン主催事務局より応募箱設置の協力依頼を行う店舗とする。

1－(11)．景品種別

5,000 円分のギフト券（J C B ギフトカード 1,000 円 5 枚セット）のみ

1－(12)．当選者数

100 名

1－(13)．抽選方法

キャンペーン主催事務局が厳正に抽選を行う。抽選模様は非公開とする。

1－(14)．抽選結果の発表方法

厳正なる抽選の上、原則、当選者リストを鈴鹿商工会議所のホームページ上で公表する。ただし、諸般の事情により当選者への景品の発送をもって発表にかえる場合がある。

1－(15)．景品の引渡方法

当選者へ簡易書留にて郵送する（景品の発送は日本国内のみとする）。

2．キャンペーン参加登録店舗の募集

2－(1)．キャンペーン参加登録店舗の要件

- (1) 鈴鹿商工会議所会員（非会員であっても会員入会の申込時に 1 年分の会費を納め会員となった事業者も対象とする）であること。
- (2) 鈴鹿市プレミアム付デジタル商品券ベルディ P a y 第 2 弾の取扱店舗のうち売り場面積が 1,000 m²未満の事業者であること。
- (3) 三重県暴力団排除条例（平成 22 年三重県条例第 48 号）第 2 条に規定する暴力団・暴力団員でないこと。
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 22 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 4 号、同項第 5 号及び同条第 5 項に該当しないこと。
- (5) 法令に則った営業許可等を取得していること。
- (6) 重大な法令違反がないこと。
- (7) その他公序良俗に反した営業等を行っていないこと。

2－(2)．キャンペーン参加登録店舗の責務

- (1)ベルディ P a y 第 2 弾を使って税込み 500 円以上のお買い物をした方へキャンペーン応募用紙を 1 枚手渡す（お買い物 1 回につき 1 枚であり、お買い物金額が 1,000 円以上となっても 2 枚ではなく 1 枚）。
- (2)手渡す応募用紙に取り扱った参加登録店舗の店舗名と手渡した従業員等の名前が書かれたゴム印等スタンプ、又は手書き等した応募用紙を渡す。
- (3)ベルディ P a y 第 2 弾を使って税込み 500 円以上のお買い物をした方から応募用紙を求められ引き渡しを拒否する、手数料を請求する等のキャンペーン応募者に不利となる取り扱いを行わない。
- (4)キャンペーンの参加登録店舗であることを示すツール（別途提供）を一般消費者から見えやすく表示する。
- (5)キャンペーン応募用紙が不足した場合、適宜、鈴鹿商工会議所のホームページ内の特設サイトから応募用紙を印刷し不足を補う。
- (6)キャンペーンの実施に伴い一般消費者と対面し取り扱いを行うすべての従業員等にキャンペーンの概要を周知する。
- (7)参加登録店舗は、キャンペーンに応募しようとする一般消費者からキャンペーンに関する苦情又は相談を受けた場合、参加登録店舗と一般消費者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、参加登録店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
- (8)キャンペーン主催事務局からのキャンペーンに関する調査に協力する。

2－(3)．キャンペーン参加登録店舗申込期間

令和 5 年 9 月 1 日（金）～令和 5 年 1 1 月 3 0 日（木）1 7 時（必着分）

2－(4)．キャンペーン参加登録方法

募集要項に同意の上、参加登録店舗申込書に必要事項を記載し、F A X または郵送にて鈴鹿商工会議所へ申し込む。また、鈴鹿市内に複数店舗を持つ事業者については、店舗ごとに申し込みを行う。

2－(5)．キャンペーン参加登録費用

無償とする。

2－(6)．キャンペーン参加登録店舗の取消

- (1)登録内容に虚偽・不備等が判明した場合
- (2)登録要件を満たさなくなった場合
- (3)個人情報等の不適切な収集、漏洩及び不正利用を行った、または行おうとした場合
- (4)その他、参加登録店舗としてふさわしくないと鈴鹿商工会議所が判断した場合

2－(7)．その他留意事項

- (1)参加登録店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は、鈴鹿商工会議所のホームページ内の特設サイトに掲載します。
- (2)参加登録店舗向けマニュアル・掲示用ポスター等は、ベルディ P a y 第 2 弾が開始される令和 5 年 10 月 23 日（月）までに発送する予定です。
- (3)募集要項に違反する行為が認められた場合、参加登録店舗の承認取消、損害賠償金の発生等が生じた際は損害を請求する場合があります。

- (4) 募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、キャンペーン主催事務局がその都度対応を決定します。
- (5) 諸般の事情により、キャンペーン内容や募集要項等が予告なく変更される可能性がある旨を予めご了承ください。

3. 応募箱設置協力店舗の概要

3- (1). 応募箱設置協力店舗の要件

- (1) 鈴鹿市プレミアム付デジタル商品券ベルディ P a y 第 2 弾の取扱店舗であること。
- (2) キャンペーン参加登録店舗であること。
- (3) 上記 2- (1) を満たしていること。
- (4) キャンペーン主催事務局から設置依頼があり受託すること。

3- (2). 応募箱設置協力店舗の責務

- (1) キャンペーンの応募用紙を投函する応募箱をキャンペーン応募者から見えやすい場所へ設置する。
- (2) キャンペーン応募者より投函された応募用紙及び応募箱を善良な管理者の注意義務をもって保管する。
- (3) 応募箱に投函された応募用紙の保管枚数が応募箱の容量を超えた場合、キャンペーン主催事務局へ応募用紙を引き渡す。
- (4) 有効な応募用紙を提示したキャンペーン応募者に対し、応募用紙の受け取りを拒否する、手数料を請求する等のキャンペーン応募者に不利となる取り扱いを行わない。
- (5) 応募箱設置協力店舗がキャンペーン応募者の不正利用を知り得ながら応募用紙を受け取ること等により応募箱設置協力店舗又はキャンペーン応募者が不正に利益を得た疑いがあると認められる場合、キャンペーン主催事務局は当該応募箱設置協力店舗における応募用紙の受け取りを保留することができるものとする。また、応募箱設置協力店舗又はキャンペーン応募者が不正に利益を得た場合、応募箱設置協力店舗は、その不正に得た利益の金額について一切の責任を負うものとする。

3- (3). 応募箱設置期間

令和 5 年 1 0 月 2 3 日 (月) ～令和 6 年 1 月 3 1 日 (水) 1 6 時

3- (4). 応募箱設置協力店舗の登録

キャンペーン主催事務局が諸般の事情を総合的に判断し選定後、設置依頼を行う。

3- (5). 応募箱設置協力店舗登録費用

無償とする。

3- (6). 応募箱設置協力店舗の取消

- (1) キャンペーン参加登録店舗の内容に虚偽・不備等が判明した場合
- (2) キャンペーン参加登録要件を満たさなくなった場合
- (3) 応募箱設置協力店舗の要件を満たさなくなった場合
- (4) キャンペーン応募者が投函した応募用紙を故意または重大な過失により紛失または損害が発生した場合

- (5) 個人情報等の不適切な収集、漏洩及び不正利用を行った、または行おうとした場合
- (6) その他、応募箱設置協力店舗としてふさわしくないと鈴鹿商工会議所が判断した場合

3－(7)．その他留意事項

- (1) 応募箱設置協力店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は、鈴鹿商工会議所のホームページ内の特設サイトに掲載します。
- (2) 応募箱設置協力店舗向けマニュアル・応募箱等は、キャンペーン主催事務局より設置依頼をし、それを受託した後に発送する予定です。
- (3) 応募箱設置協力店舗の要件に違反する行為が認められた場合、応募箱設置協力店舗の設置取消、損害賠償金の発生等が生じた際は損害を請求する場合があります。
- (4) 応募箱設置協力店舗概要に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、キャンペーン主催事務局がその都度対応を決定します。
- (5) 諸般の事情により、応募箱設置協力店舗概要等が予告なく変更される可能性がある旨を予めご了承ください。

4．主催者及び問い合わせ先

4－(1)．キャンペーン主催者（事務局）
鈴鹿商工会議所 商業部会

4－(2)．問い合わせ先
鈴鹿商工会議所 商業部会 担当者／永井、北角、小菅
〒513-0802 三重県鈴鹿市飯野寺家町 816 番地
TEL：059-382-3222 FAX：059-383-7667

以上